

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 11 月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600326 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600182 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 21 年 9 月 1 日から平成 22 年 10 月 1 日まで

A社における請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、給与から控除されている厚生年金保険料が相違している。給与から控除されていた厚生年金保険料に見合った標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A社における請求期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、給与から控除されている厚生年金保険料が相違しているため、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合った標準報酬月額に訂正してほしいと主張している。

請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号。以下「厚年法」という。）第 21 条の規定により、平成 16 年 4 月から同年 6 月までの各月に支給された報酬月額、平成 21 年 4 月から同年 6 月までの各月に支給された報酬月額及び平成 22 年 4 月から同年 6 月までの各月に支給された報酬月額の平均に基づき決定されるが、請求者及びA社から提出された当該期間に係る給与明細書を確認したところ、請求期間に係る標準報酬月額は、平成 16 年 9 月及び同年 10 月は 28 万円、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までの期間は 26 万円、同年 9 月は 26 万円となり、厚年法第 28 条の規定による原簿の記録（以下「オンライン記録」という。）における標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、請求者及びA社から提出された請求期間①及び②に係る給与明細書（平成 22 年 10 月分給与明細書（厚生年金保険料控除は 9 月分）を除く。）によると、平成 16 年 11 月分給与明細書（厚生年金保険料控除は同年 10 月分）を除いては、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも多く厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号。以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 1 項の規定によれば、厚年法の規定による被保険者の標準報酬月額を改定又は決定する場合は、厚年法第 27 条に規定する事業主が、同法第 84 条第 1 項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第 82 条第 2 項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされているところである。

なお、厚年法第 84 条第 1 項の規定によると、「事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる。」とされており、同法第 82 条第 2 項の規定では、「事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。」とされていることから、厚生年金特例法の適用にあたっては、厚年法第 82 条第 2 項に規定する事業主の保険料納付義務の範囲内で控除された保険料額の範囲内に限定されるが、事業主の保険料納付義務を超える保険料控除額については、当該控除額に見合う厚年法の規定による保険料納付義務や保険料徴収権が生じるものでないことから、厚生年金特例法の対象外となる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1600328 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1600183 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から平成 8 年 4 月 27 日まで

私は、A社に勤務していた平成7年又は平成8年頃に、給与が下がったにもかかわらず、給与から控除されていた厚生年金保険料が、高い給与を受け取っていたときの金額と同程度の金額であったことに気が付き、平成8年頃に、B社会保険事務所(当時)に行き調べてもらったことがある。そのとき、控除されていた厚生年金保険料が社会保険事務所の記録する標準報酬月額を基に計算された厚生年金保険料と違っていることがわかった。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額について、給与が下がったにもかかわらず、下がった給与から控除された厚生年金保険料は、高い給与を受け取っていたときに控除された厚生年金保険料と同程度であるので、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと主張している。

しかしながら、A社は平成8年4月27日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所の事業主は、「確認できる資料は何もない。」と回答している。

また、請求者は、平成8年頃に、給料支給明細書を持参してB社会保険事務所(現在は、B年金事務所)に行き、給与から控除された厚生年金保険料を調べてもらったとしているが、請求者は、当該給料支給明細書を破棄したと陳述していることから、日本年金機構C事務センターに照会したところ、当該事務センターは、「B年金事務所は、平成8年当時の資料は、保存期限経過により確認できないとのことである。」と回答しており、請求者の給与から控除された厚生年金保険料を確認することができない。

さらに、A社の同僚からは、給与支給明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料の

提供はなく、オンライン記録からは、請求者及び複数の同僚の標準報酬月額が遡って訂正された事実も確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。